

# 柏崎市第二次人権教育・啓発推進計画

令和5（2023）年度～令和9（2027）年度

市民一人ひとりが互いを大切にし、

共に生きる豊かな関係が生まれ、

人権尊重が当然のこととして受け入れられる

地域社会の実現



令和5（2023）年3月

柏 崎 市





※ひきこもり支援センター  
「アマ・テラス」の利用者  
が描いた市長似顔絵

## はじめに

平成30（2018）年に人権教育・啓発推進計画を策定してから5年が経過します。

この間、世界各地では、紛争の発生等により、命や人権に関わる深刻な状況が生まれています。また、昨年2月に発生したロシアによるウクライナ侵攻では、多くの市民が命の危険にさらされ、人権が危機的状況に瀕している状況が連日マスメディアで報道されています。

国内においても、新型コロナウイルス感染症に伴う人権侵害など、次々に新たな人権課題が発生しています。

どうして、人権侵害、差別や偏見が起こるのでしょうか。

差別や偏見は、人間に元々ある意識や情動が表面化した結果起こるものであり、人間の自らを守ろうとする弱さが現れたものと言ってよいのかもしれませんが。

全ての人が生き生きと豊かな生活を送るためには、一人一人が人権侵害、差別や偏見が生まれている現実を知り、それを変えるために行動していくことが重要であると考えています。このため、本市は、市民意識調査の結果等を踏まえながら、引き続き市民の皆さんから人権について正しい認識を持っていただくための教育や啓発を行うとともに、厳しい状況に置かれた方に寄り添い、誰一人取り残さない取組を進めるため、本計画を策定いたしました。

この計画では、持続可能でよりよい社会の実現を目指すSDGsと関連付けながら、前回計画から継続となる課題に加えて、新たにLGBTQ（性的少数者）の課題にも力を入れて取り組むこととしています。

多様な学習機会の提供と、各世代に応じた効果的な方法を取り入れながら、本市が掲げる目標の実現に向け、市民、関係団体、行政が協働し、着実に取組を進めてまいりますので、市民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、御尽力をいただきました人権教育・啓発推進協議会の委員の皆様を始め、関係者並びに市民意識調査に御協力いただきました多くの市民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和5（2023）年3月

柏崎市長 櫻井雅浩



# 目 次

<b>第1章 策定に当たって</b> .....	1
1 策定の背景 .....	1
(1) 国際的な動き .....	1
(2) 国、県の動き .....	1
2 柏崎市のこれまでの取組 .....	2
<b>第2章 基本的な考え方</b> .....	4
1 策定の趣旨と位置付け .....	4
(1) 計画策定の趣旨 .....	4
(2) 計画の位置付け .....	4
2 計画の目標 .....	4
3 計画の期間 .....	5
4 基本方針 .....	5
(1) あらゆる場を通じた人権教育及び啓発の推進 .....	5
(2) 相談体制の充実 .....	7
5 計画の体系 .....	8
<b>第3章 各人権課題に対する取組</b> .....	9
1 女性の人権 .....	9
2 子どもの人権 .....	10
3 高齢者の人権 .....	12
4 障がいのある人の人権 .....	13
5 同和問題 .....	15
6 外国から来た人の人権 .....	17
7 北朝鮮当局による拉致被害者等とその家族の人権 .....	18
8 感染症患者等とその家族の人権 .....	19
9 犯罪被害者とその家族の人権 .....	21
10 インターネット上の人権 .....	22
11 性的少数者（LGBTQ等）の人権 .....	23
12 その他様々な分野における人権 .....	25
(1) 新潟水俣病被害者 .....	25
(2) 職業や雇用をめぐる差別 .....	25
(3) 震災等の災害に起因する人権 .....	25

(4) 刑を終えて社会に戻ってくる人の人権 .....	25
(5) その他 .....	26

<b>第4章 計画の推進体制等</b> .....	27
1 庁内推進体制の整備 .....	27
(1) 市職員に対する人権研修 .....	27
(2) 計画の評価と見直し .....	27
2 関係機関等との連携 .....	27

<参考資料>

市民意識調査の概要 .....	30
柏崎市人権教育・啓発推進協議会設置要綱 .....	34
柏崎市人権教育・啓発推進協議会委員名簿 .....	35
柏崎市人権教育・啓発推進協議会協議経過 .....	36
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 .....	37
用語の解説 .....	39

本計画で\*を付している用語について解説しています。

## 第1章 策定に当たって

### 1 策定の背景

#### (1) 国際的な動き

二度にわたる世界大戦の後、昭和20(1945)年に国際平和や人権尊重を目的として国際連合が設立されました。昭和23(1948)年の国連総会においては、人権や基本的自由を尊重し確保するために、全ての人民と国が達成すべき共通の基準として世界人権宣言が採択され、昭和41(1966)年には、この宣言を具体化した国際人権規約が採択されました。

このほか、女子差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約、拷問等禁止条約など多くの人権条約が採択され、国際婦人年などテーマ別の国際年を定めるなど、人権尊重への国際的な取組が行われてきました。

平成6(1994)年には、平成7(1995)年からの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が、平成16(2004)年には「人権教育のための世界プログラム」の決議がそれぞれ国連総会でなされるなど、21世紀を「人権の世紀」とするための国際的な取組が継続的に進められています。

平成27(2015)年の国連サミットにおいて、持続的な発展を目指し、世界が一丸となって取り組むための目標SDGsが採択され、その目標とターゲットの実現により「すべての人々の生活は大いに改善され、我々の世界はより良いものへと変革される」としています。SDGsの前文には、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等\*<sub>1</sub>とすべての女性と女兒の能力強化を達成することを目指す」ことが明記されており、このことは全ての目標とターゲットの進展に大きく貢献するものであるとしています。

一方、世界各地では最大の人権侵害とされる戦争や紛争が続いています。平成23(2011)年から紛争が続くシリア、タリバン政権下のアフガニスタン、軍事独裁政権下にあるミャンマーなどに加え、令和4(2022)年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻では、命や人権にとって危機的な状況が続いており、一刻も早い解決が望まれます。

また、令和元(2019)年に発生した新型コロナウイルス感染症\*<sub>2</sub>ははまだ収束が見通せず、感染への不安や恐れから、感染者に対する不当な差別やいじめ等の人権侵害が発生しています。

#### (2) 国、県の動き

国は、国際人権規約を始め重要な人権条約に批准するとともに、人権が尊重される社会の形成に向けて取り組み、平成9(1997)年に人権教育のための国連10年に関する国内行動計画を策定し、人権教育を進めてきました。

我が国固有の人権課題である同和問題については、昭和40(1965)年の同和対策

審議会の答申を具体化した同和対策事業特別措置法が昭和 44（1969）年に制定され、その後の地域改善対策特別措置法などの施行により、各種同和対策事業が実施されてきました。平成 9（1997）年に設置された人権擁護推進審議会の答申を受け、平成 12（2000）年に施行された人権教育・啓発推進法では、地域の実情を踏まえた人権教育や人権啓発に関する施策の策定と実施が地方公共団体の責務とされ、同法律に基づき、平成 14（2002）年には、国の人権教育・啓発に関する基本計画が策定されました。

また、子ども・高齢者・障がいのある人に対する虐待防止や、女性・障がいのある人に対する雇用機会の確保を目的とした法整備が進められてきたほか、平成 28（2016）年には、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法が施行されました。

新潟県では同和教育<sup>\*3</sup>を中核とした人権教育を推進するため、昭和 53（1978）年に同和教育基本方針が策定されました。その後、人権教育・啓発推進法が施行されたことに伴い、平成 16（2004）年に新潟県人権教育・啓発推進基本指針を、平成 22（2010）年には新潟県人権教育基本方針を策定し、学校教育や社会教育における人権教育の一層の推進と充実が図られました。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症に関する差別防止の取組を推進するため、令和 3（2021）年に新潟県人権教育・啓発推進基本指針を改定しています。

## 2 柏崎市のこれまでの取組

平成 24（2012）年 3 月、国・県の人権に関する計画や指針に沿って、本市が取り組むべき人権教育・啓発の基本的方向を明らかにする柏崎市人権教育・啓発推進基本指針を策定したほか、同年に「いのち・愛・人権」柏崎展を開催したことにより市民の人権尊重意識を高める契機となりました。

さらに、平成 30（2018）年には、柏崎市人権教育・啓発推進計画を初めて策定し、平和と人権尊重を市の最上位計画である柏崎市第五次総合計画の主要施策の一つに掲げ、柏崎市障がい者計画・柏崎市障がい福祉計画・柏崎市障がい児福祉計画、柏崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、柏崎市子ども・子育て支援事業計画、柏崎市生涯学習推進計画など人権に関連する個別計画とともに全庁的な取組を進めてきました。

同和問題に関しては、平成 9（1997）年に「柏崎市学校教育実践上の努力点」の重要項目の一つとして同和教育を重点化し、学校教育における人権教育を進めてきました。平成 28（2016）年には、本市の同和教育に関する研修と実践及び啓発の推進を目的とする柏崎市同和教育研究協議会を設立したほか、第三者による住民票の写しなどの不正請求や不正取得の抑制と個人の権利侵害の防止を図るため、本人通知制度の取組も開始しました。また、平成 30（2018）年には、部落解放第 35 回新潟県研究集会

の開催市を務め、多くの参加者が差別解消に向けた理解を深める機会となりました。

平成 18（2006）年に制定した柏崎市男女共同参画\*4推進条例に基づき策定した柏崎市男女共同参画基本計画（かしわざき男女共同参画プラン）では、条例の基本理念の一つである男女の人権の尊重を計画の基本に置き、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。

柏崎市人権教育・啓発推進計画の策定以降、本市が、人権を尊重する社会の実現に向けた様々な取組を推進してきた結果、令和 3（2021）年に実施した人権に関する市民意識調査では、5年前の調査と比較して悪化した項目はほとんどなく、人権に関する理解が進んだと確認できる項目もあり、学校教育を始めとした施策の効果が数値に表れてきています。

しかしながら、いまだ人権を侵害されたことがあると感じている市民や人権侵害自体を認識できない市民が一定数存在しているほか、近年ではインターネット上での誹謗中傷や新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害が発生しています。本市は、今後も継続して課題解決に向けた取組を進めるとともに、社会情勢の変化に伴う新たな課題に対して迅速に対応することが必要な状況となっています。

## SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成 27(2015)年の国連サミットにおいて全ての加盟国が同意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。令和 12(2030)年を達成年限とし、17の目標と 169 のターゲットから構成されています。本計画は、各人権課題の取組ごとにSDGsとの関連を示します。

	1 貧困をなくそう		10 人や国の不平等をなくそう
	2 飢餓をゼロに		11 住み続けられるまちづくりを
	3 すべての人に健康と福祉を		12 つくる責任つかう責任
	4 質の高い教育をみんなに		13 気候変動に具体的な対策を
	5 ジェンダー平等を実現しよう		14 海の豊かさを守ろう
	6 安全な水とトイレを世界中に		15 陸の豊かさを守ろう
	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに		16 平和と公正をすべての人に
	8 働きがいも経済成長も		17 パートナリープで 目標を達成しよう
	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう		

出典：国連広報センター

## 第2章 基本的な考え方

### 1 策定の趣旨と位置付け

#### (1) 計画策定の趣旨

本市は、柏崎市第五次総合計画の部門別計画として、平成30(2018)年3月に策定した柏崎市人権教育・啓発推進計画に基づき、人権が尊重される地域社会の実現に向け各種施策を進めてきました。

しかしながら、依然として、家庭内における虐待やDV\*<sub>5</sub>、各種ハラスメント\*<sub>6</sub>や男女による格差、いじめや同和問題など様々な人権課題が存在しています。また、外国から来た人や障がいのある人、性的少数者(LGBTQ等)\*<sub>7</sub>、新型コロナウイルス感染症に起因する偏見や差別も課題となっています。加えて、インターネットの普及が、SNS\*<sub>8</sub>上での誹謗中傷、個人の名誉やプライバシーの侵害など差別や偏見の助長に拍車をかけており、その拡大が懸念されます。

この計画は、市民意識調査の結果等を踏まえた人権に関する現状と課題を整理し、分野ごとの人権課題に対する取組の方向性などを定めることで、施策をより効果的に推進するために策定するものです。

#### (2) 計画の位置付け

ア 国の人権教育・啓発に関する基本計画、新潟県の人権教育・啓発推進基本指針及び人権教育基本方針を踏まえ、人権教育・啓発推進法第5条の規定に基づき策定する計画です。

イ 柏崎市第五次総合計画の主要施策に対応する部門別計画です。

ウ 関連する本市の個別計画とともに推進する計画です。

### 2 計画の目標

市民一人ひとりが互いを大切にし、共に生きる豊かな関係が生まれ、  
人権尊重が当然のこととして受け入れられる地域社会の実現

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人に、性別・年齢・社会的身分等にかかわらず等しく与えられているものです。社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であり、誰からも侵されることがあってはなりません。

また、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められます。日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事はおかしいと思う感性や、日常生活において人権への配

慮がその態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けることが大変重要です。

市民と行政との協働関係を築きながら、地域の隅々にまで人権文化を根付かせる取組を進めることにより、異なる意見に対しても寛容の精神を持ち、自由な意見交換ができる環境づくりに努めます。

このような取組を進めることにより、全ての市民が当たり前のこととして、お互いの立場や気持ちに共感できる地域社会づくりを進め、日常生活のあらゆる場面で人権に配慮した行動ができ、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、その個性と能力を発揮できる社会の実現を目指します。

### 3 計画の期間

令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。期間中においても、社会情勢の変化などにより、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 4 基本方針

人権全般に関する市民意識調査の結果から、本市が、人権を尊重する社会の実現に向けた様々な取組を推進してきた結果、5年前の調査と比較して、人権に関する理解が進んだと確認できる項目もあり、学校教育を始めとした施策の効果が数値に表れてきていることがうかがえます。

一方、いまだ人権を侵害されたことがあると感じている市民や人権侵害自体を認識できない市民が一定数存在していることから、継続した課題解決への取組が必要なほか、近年では社会情勢の変化に伴う新たな課題への対応も必要になってきています。

そのため、計画の目標である「市民一人ひとりが互いを大切にし、共に生きる豊かな関係が生まれ、人権尊重が当然のこととして受け入れられる地域社会」の実現に向け、多様な学習機会の提供や各世代に応じた効果的な方法を取り入れながら、人権施策の体系的・総合的な取組を推進します。

#### (1) あらゆる場を通じた人権教育及び啓発の推進

本市では、次に掲げるような「あらゆる場」を通じて、全ての市民が人権尊重の理念についての理解を深めて実践し、これを体得できるよう人権教育及び啓発の推進に努めます。

##### ア 家庭

市民意識調査では、特に子どもに関して学校教育に期待する意見が高まっており、家庭内での教育意識が低下している実態がうかがえます。

家庭は子どもが生活していく上で必要な言葉や生活習慣、コミュニケーションなど、社会との基礎的な関わりを身に付けさせる役割があると同時に、豊かな

人間性を育てる場所でもあり、子どもにとって最も身近な教育の場といえます。あらゆる場における教育の必要性を踏まえ、引き続き家庭内での教育を支援する取組が必要です。

#### イ 学校等

学校における人権教育の目的は、人権尊重の精神の<sup>かん</sup>涵養を図ることです。そのためには、当事者の視点で、人権についての知的理解を広げ深めること、人権感覚を豊かにすること、人権を尊重する意欲や態度を育てることの三点を人権教育の目標とし、自分の人権とともに相手の人権も守るための実践行動に結び付けていくことが大切です。

これを実現させるため、「人権教育、同和教育の充実」を学校教育実践上の努力点の一つに位置付け、「差別やいじめを許さない授業や取組の実施」、「自分事として差別や偏見を見抜く部落問題学習の実施」、「学び直しと職員の人権感覚の問い直し」の三点を重点項目として、同和教育を中核にした人権教育を着実に推進します。

また、就学前の幼児期は、人間形成の基礎を培い、人権尊重の精神を育む大切な時期であることから、幼稚園・保育園等の保護者や関係職員の人権意識の向上を図ります。

#### ウ 企業・団体等

企業・団体等は、社会を構成する一員として、人権を尊重する社会的責任（CSR\*9）を果たすことが求められており、性別、国籍、年齢、障がいの有無などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存を目指す多様性の考えを取り入れた経営にも関心が高まっています。

市民意識調査では、女性や障がいのある人、外国から来た人などの就労環境の改善を求める声が寄せられています。企業・団体等のトップを始め、人事・労務担当者及び勤労者一人ひとりにハラスメントを始めとする人権問題への正しい理解を深めていただくため、関係機関とも連携しながら研修機会や情報の提供に努めます。

また、基本的人権を尊重した公正な採用選考の実施や、職場における人権問題を解消するため、企業・団体等の人材教育・啓発に対する取組を積極的に支援します。

#### エ 地域社会

全ての市民が当たり前のこととして、お互いの立場や気持ちに共感できる地域社会づくりを進める必要があります。そのため、市の広報・ホームページの活用

や冊子の配布、人権講演会の開催等、啓発活動を一層充実させ、女性や子ども、高齢者、障がいのある人など様々な分野における人権問題等について広く周知することにより、人権感覚が育成され、定着するよう努めます。

また、市内では、市民が活動の主体を担う団体が活動しています。これらの団体とも連携して、安心して相談できる環境づくりを進めるとともに、人権問題の解決に向けた取組を推進します。

## (2) 相談体制の充実

人権を尊重した社会づくりを進めるためには、人権を侵害されている人たちへの相談体制の充実が必要です。

本市では、弁護士による法律相談を始め、消費生活相談、福祉相談、健康相談、高齢者相談、いじめ・不登校相談、児童虐待相談、犯罪被害相談等、それぞれ分野別の相談窓口を設置してきました。

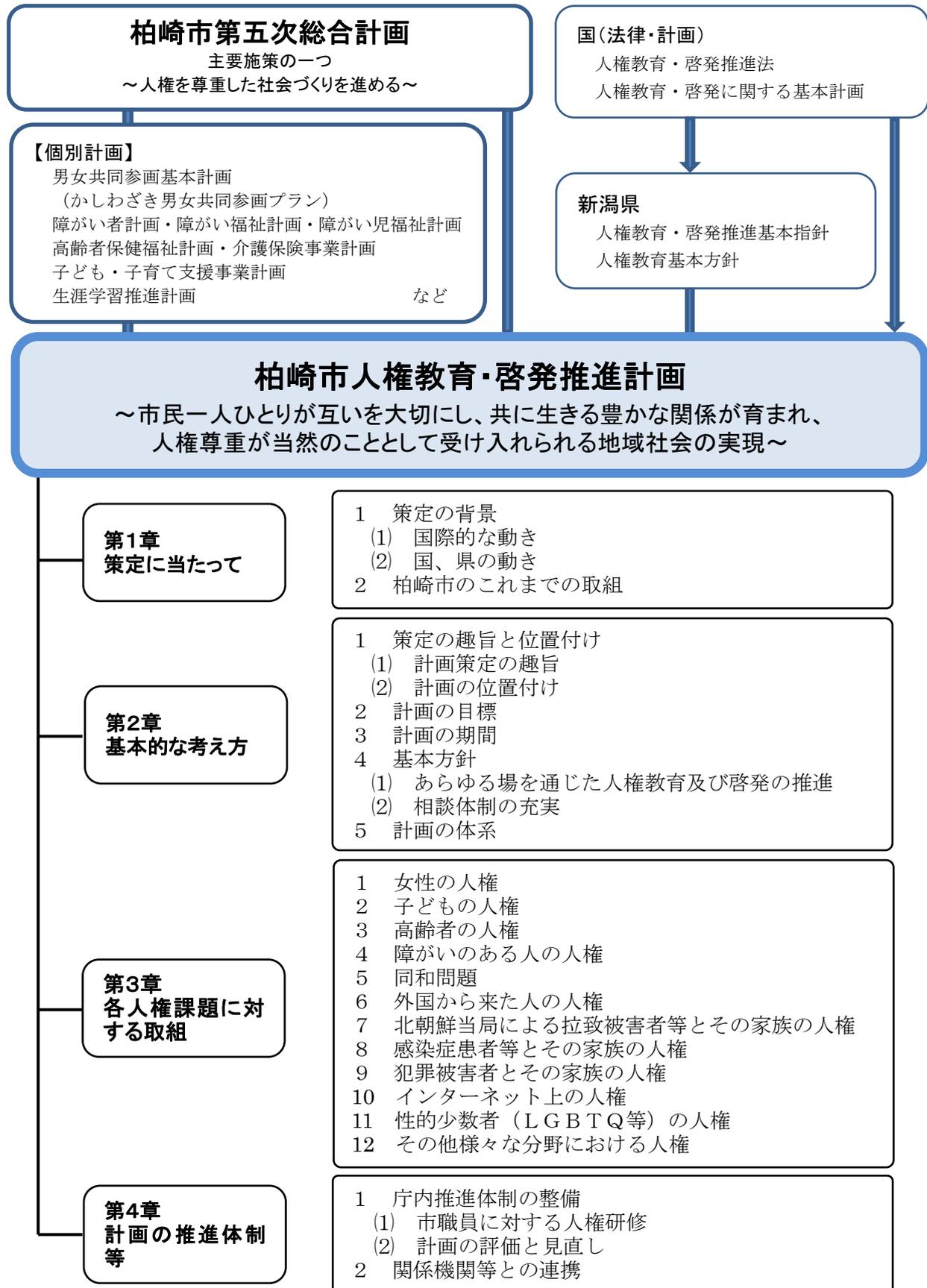
平成 16 (2004) 年 4 月には、国や県、市、関係団体の各相談窓口で構成する市内相談員・相談機関連絡会を設置し、市内の各相談機関の連携や協力、情報交換を行うことにより、相談者に迅速かつ適切な対応が取れる体制づくりに努めてきました。

近年は、相談件数の増加や、複雑化・多様化する人権問題に対し、当事者に寄り添ったきめ細かな相談窓口の設置が求められています。専門性が高い相談には、経験やノウハウの蓄積がある相談機関と連携した相談対応に努めます。

また、上記連絡会の相談窓口に限らず、人権擁護委員や民生委員・児童委員、保護司等を含め、各相談業務の更なる充実と連携・協力体制の強化を図るとともに、相談窓口等について市民への周知を図ります。



## 5 計画の体系



### 第3章 各人権課題に対する取組

#### 1 女性の人権\*10

##### <現状と課題>



- ・本市は、平成 18（2006）年に柏崎市男女共同参画推進条例を制定し、この条例の具体的方針を定めた柏崎市男女共同参画基本計画（かしわざき男女共同参画プラン）を 5 年ごとに策定することにより男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。
- ・令和 3（2021）年に策定した直近の同計画では、「男女共同参画推進に向けた社会づくり」、「女性が活躍できる基盤づくり」、「男女の心とからだを守る環境づくり」の三つを基本目標として、SDG s の考え方とも歩調を合わせ、取組を進めています。
- ・しかしながら、依然として性別による固定的な役割分担意識が残っており、差別的待遇やセクシュアル・ハラスメントなどが発生していることが市民意識調査でも明らかになっています。また、近年社会問題となっているDVは、本市において延べ 330 件（令和 3（2021）年度）の相談支援を実施しており、将来的なDV防止の観点から、中・高校生を対象としたデートDV（交際相手からの暴力）予防啓発講座を実施し、若い世代の意識啓発にも努めています。
- ・市民意識調査では、「女性の人権について、特に問題があると思うこと」との問いに対して、「男女の固定的な役割分担意識の押し付け」（21.2%）の割合が最も高く、次いで「就職時の採用、昇進など職場での待遇差別」（17.1%）、「女性軽視の観念や風潮」（13.8%）、「結婚、妊娠、出産などへの干渉」（12.2%）、「職場、地域、学校でのセクハラ行為」（10.0%）の順となっています。
- ・特に、今回の調査から新たに設けた「女性軽視の観念や風潮」を多くの市民が問題としたことは、女性を軽視する意識が潜在的にある結果と考えられます。
- ・「女性の人権を守るために必要なこと」との問いに対しては、「男女共同で家事、育児等が行われる環境の整備」（24.6%）、「学校、社会教育での教育の充実」（18.5%）、「企業への啓発活動の推進」（11.3%）、「家族での人権尊重向上」（11.2%）、「相談・支援体制の充実」（11.1%）の順で回答がありました。最も回答の多かった「男女共同で家事、育児等が行われる環境の整備」は、男女ともに比率が高く、男女の固定的な役割分担意識の押し付けを問題として捉えている市民の意識がうかがえます。
- ・学校教育においては男女平等・ジェンダー平等の意識が浸透してきていますが、社会には依然として性別による固定的な役割分担意識が残っているため、学校、職場、家庭及び地域においてジェンダー平等を推進し、女性の人権を守る取組をより一層推進していくことが求められています。

## ＜今後の施策＞

### ① 男女平等社会に向けた理解の促進と取組の推進

- ア 人生の各段階において、男女が差別されることなく、一人ひとりの希望、意欲及び能力を発揮でき、仕事と家庭生活を両立できる暮らしやすい社会になるよう、子育てや介護を支える環境づくりや男性の家事・育児・介護への参画も含めたワーク・ライフ・バランス<sup>\*11</sup>の実現への取組を推進します。
- イ 学校、家庭、職場及び地域社会などで男女共同参画に向けた教育・啓発活動を行います。
- ウ 様々な場面での意思決定過程への女性参画・登用拡大に取り組むとともに、地域活動の運営や地域防災などにおいて、女性が参画しやすい環境づくりを進めます。

### ② DV等の被害に関する相談支援

- ア DVやセクシュアル・ハラスメントなど女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者救済のため、関係機関と連携し、教育や啓発活動を行うとともに、相談窓口を周知します。
- イ デートDV防止のための教育や予防啓発活動を行うとともに、相談窓口を周知します。また、教職員や生徒に対するデートDV防止に向けた研修などを行います。

## ＜関連する計画等＞

- ・ 柏崎市男女共同参画基本計画（かしわざき男女共同参画プラン）
- ・ 柏崎市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（DV防止基本計画）

## 2 子どもの人権

### ＜現状と課題＞

- ・ 本市は、子どもや子育て家庭を支援するため、令和2（2020）年3月に策定された第二期柏崎市子ども・子育て支援事業計画により、保育・学校教育、地域などの総合的な環境づくりを進めています。
- ・ 近年、ひとり親家庭の増加に伴う貧困や、児童虐待、ヤングケアラー<sup>\*12</sup>の問題など様々な家庭環境の下で、子どもの人権を取り巻く問題は多様化し複雑化しています。
- ・ いじめ問題に関しては、平成31（2019）年4月に改訂した柏崎市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進しています。令和3（2021）年度は、小・中学校で238件のいじめを認知して、いじめを見逃さない丁寧な初期対応に努めています。
- ・ 市民意識調査では、「子どもの人権で特に問題があると思うこと」との問いに対



して、「子どもへの暴力や育児放棄などの児童虐待」(25.4%)、「仲間はずれやいじめをすること」(16.7%)、「インターネット上での子どものいじめ・人権侵害の増加」(11.3%)の順で回答がありました。新たに調査項目に加えた「ヤングケアラー問題」は3.6%でした。

- ・「いじめの問題についてどのように思いますか」との問いに対しては、「いじめる人が悪い」(37.7%)が前回より12.7ポイントも増加し、「いじめる人が悪いがいじめられる人にも問題がある」(24.8%)を初めて上回りました。一方、前回調査からは減少したものの「周囲の関わり方が消極的、無関心なのが悪い」(32.4%)と回答した市民の割合が3人に1人と依然として高いことが分かりました。また、いじめられる側にもいじめの原因があると考える市民が4人に1人の割合となっており、引き続きいじめ根絶に向けた取組を進めていく必要があります。
- ・「子どもの人権を守るために必要なこと」との問いに対しては、「学校、社会教育での教育の充実」(13.7%)、「相談・支援体制の充実」(11.8%)、「インターネット上での正しい知識、危険性を学ぶ」(10.2%)の順となり、前回、前々回調査では最も割合が高かった「家族での人権尊重向上」は9.2%に低下しました。また、「ヤングケアラーの実態把握と救済・支援」は4.3%となりました。
- ・子どもは、家庭や学校はもとより、地域の様々な人々との関わり合いの中で育ちます。子どもの健全な育成に向けて、家庭、地域、学校等が協力していくことが必要です。子どもの権利条約の四原則<sup>\*13</sup>に基づき、子ども一人ひとりを、個性を持ったかけがえのない存在として受け止め、子どもが安心して健やかに成長できる地域社会をつくる必要があります。また、様々な家庭環境で生活している子どもたちに対して、支援する側の大人が価値観を押し付けたり、先入観で決めつけたりするのではなく、子どもの立場に立って寄り添う姿勢が求められます。
- ・近年、子どもたちの間でスマートフォンやゲーム機などの通信機器を介したいじめも大きな社会問題になっています。いかなる理由があっても「いじめ行為そのもの」を絶対に許さず、いじめを発見した際は早期の対応に努めることが必要です。

## <今後の施策>

### ① 子どもの人権に関する理解促進と相談・支援体制の充実

- ア 権利の主体である子どもが、一人ひとりの人格が尊重される集団の中で健やかに個性豊かに成長できるよう、家庭や学校、地域が協力して、人権を大切にすることを育む教育を行います。
- イ 家庭の状況に起因する児童生徒の生活に関わる課題（面前DVを含む児童虐待やヤングケアラー等）を関係者や関係機関が共有するとともに、子

どもたちの立場に寄り添った相談・支援の取組を推進します。

ウ 子どもや保護者を取り巻く環境の変化に応じた子育てを支援するために、親子の交流の場や必要な情報の提供、相談体制の充実など、妊娠期から子育て期までの親子に寄り添った、切れ目のない支援の取組を推進します。

## ② いじめ・児童虐待の発生防止

ア 学校におけるいじめの未然防止の取組を進めるほか、いじめを認知した場合は、法律等に基づき組織的に対応を進めます。

イ 関係機関や地域と連携しながら、いじめや児童虐待の早期発見と迅速な対応を図るとともに、発生の予防に努め、その根絶を目指します。

### <関連する計画等>

- ・第二期柏崎市子ども・子育て支援事業計画
- ・柏崎市いじめ防止基本方針
- ・柏崎市子ども虐待防止・対応マニュアル

## 3 高齢者の人権

### <現状と課題>



- ・我が国では、世界に類を見ないスピードで少子高齢化が進んでいます。本市の高齢化率は、令和4(2022)年3月末現在34.8%に達し、国の平均(令和4(2022)年9月15日現在推計29.1%)を上回り、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年頃には、36%を超えると予想されています。
- ・超高齢社会に対応するため、平成12(2000)年に介護保険法が施行されました。同法では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続するための包括的な支援・サービス提供を行う「**地域包括ケアシステム**<sup>\*14</sup>」の構築に向け、国と自治体が行き届くこととされています。
- ・また、各地で深刻な被害が発生していた高齢者虐待事案に対応するため、平成18(2006)年には高齢者虐待防止法が施行され、高齢者虐待防止の取組も進められています。
- ・本市は、こうした国の動きを踏まえ、柏崎市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定し、地域包括支援センターの機能充実や介護サービスの基盤整備、介護予防、認知症施策などを実施することで、高齢者の自立支援と生きがいづくりの推進に努めています。
- ・市民意識調査では、「高齢者の人権で特に問題があると思うこと」との問いに対して、「情報が高齢者に十分伝わらない社会情勢・生活環境」(15.9%)、「**老老介護**<sup>\*15</sup>等、社会的に孤立していること」(9.5%)、「世話の放棄や暴力による虐待

をすること」「悪質商法の被害が多いこと」（いずれも 8.5%）の順で回答がありました。また、「高齢者の人権を守るために必要なこと」との問いに対しては、「自立促進のための支援」（14.4%）、「社会的孤独を防ぐ対策の充実」（11.9%）、「在宅介護政策の充実」（10.7%）の順となりました。

- ・介護や生活支援を必要とする高齢者が増加する一方で、家族機能の変容や、コミュニティ意識の希薄化が進む中で、家族や親族に頼ることのできない高齢者が、居住・医療・介護などの場面において困難を抱える事例が増加するとともに、老老介護やダブルケア<sup>\*16</sup>、8050 問題<sup>\*17</sup>など新たな問題も生じています。
- ・また、介護の長期化による高齢者虐待や悪質商法、特殊詐欺被害の発生など高齢者の人権に関わる問題が多く発生しているのに加えて、市民意識調査で最も回答が多かった、情報弱者とされる高齢者に向けた対応も課題となっています。

## <今後の施策>

### ① 高齢者の福祉・支援体制の充実

ア 高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、その人らしく尊重された生活が可能に限りできるように、高齢者福祉サービス、介護保険制度や成年後見制度<sup>\*18</sup>などの施策を推進します。

イ 年齢に関わりなく、意欲と能力に応じていきいきと働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進と、高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組みます。

### ② 社会的孤立を防ぐ対策の充実

ア 地域の支え合い活動を推進することにより、高齢者が社会参加しやすい環境づくりを行います。

イ 高齢者が悪質商法・オレオレ詐欺等の特殊詐欺の被害に遭わないよう、消費者安全確保地域協議会<sup>\*19</sup>の機能をいかすとともに、生活関連情報の提供方法の見直しや啓発活動、相談支援体制の充実に努めます。

## <関連する計画等>

- ・柏崎市高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画

## 4 障がいのある人の人権

### <現状と課題>

- ・我が国では、平成 23（2011）年に障害者虐待防止法が制定され、平成 25（2013）年には障害者差別解消法の制定や障害者雇用促進法の改正が行われるなど、障がいのある人を取り巻く人権に関わる法律の整備が進められてきました。
- ・障害者基本法に基づく第五次柏崎市障がい者<sup>\*20</sup>計画では、「互いに人格と個性を



尊重し、共に暮らす柏崎」を基本理念に、お互いが支え合う地域共生社会の推進、地域生活における生活支援体制の充実、健康づくりへの支援と療育・教育の充実、本人の意思を尊重した社会参加の促進を基本方針に掲げ、障がい者施策の推進に取り組んでいます。

- ・市民意識調査では、「障がいのある人の人権で特に問題があると思うこと」との問いに対して、「就業機会の不足、低収入」(21.3%)、「思いやりの心が欠けている」(19.1%)と、今回調査から回答項目に加えた「蔑視すること」(15.7%)の割合が高く、障がいのある人の雇用環境が整っていないことや、障がいに対する偏見や理解不足を問題とする回答が多くみられました。障がいのある人は、判断やコミュニケーションが十分にできないことも多く、財産の管理を含めた日常生活の場面でも様々な権利侵害を受けることが懸念されます。
- ・「障がいのある人の人権を守るために必要なこと」との問いに対しては、「雇用促進、就労援助」(17.5%)、「相談・支援体制の充実」(14.4%)、「学校、社会教育での教育の充実」(14.3%)の順で回答がありました。
- ・第6期柏崎市障がい福祉計画・柏崎市第2期障がい児福祉計画の策定に伴う障がいのある人へのアンケート(令和2(2020)年8月実施)では、「障がいがあることで、この1~2年の間に差別や嫌な思いをする(した)ことがありましたか」との問いに対し、35.5%が「ある」と回答しており、その場所として「学校・仕事場」(32.7%)が占めていました。また、成年後見制度の認知度については、35.5%の方が「その名称も内容も知らない」と回答しています。
- ・これらのことから、障がいのある人への偏見や差別をなくしていくとともに、障がいのある人が望む活動の場や受入れ環境の整備、障害者差別解消法に基づく社会的障壁の除去に向けた合理的配慮や、就労機会の確保、権利と財産を守るための権利擁護<sup>\*21</sup>の推進に取り組むことが求められます。

## <今後の施策>

### ① 障がいのある人への理解促進

障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいや障がいのある人に対する理解の促進と差別の解消に向けた取組を進めます。

### ② 障がいのある人の就労支援と社会参加の促進

障がいのある人の適性・能力に応じた就労支援ができるよう、本人や関係機関との情報共有や連携に努めます。また、障がいのある人の自立と社会参加を促進する取組を行います。

### ③ 障がいのある人への虐待防止

関係機関と連携して、虐待の未然防止と早期発見に取り組むことにより、障

がいのある人を虐待から守ります。

#### ④ 障がいのある人の権利擁護

障がいのある人の権利を守るため、成年後見制度の普及啓発を進めるとともに柏崎市権利擁護センター\*22の機能強化に努めます。

#### ⑤ 障がいのある人の相談体制の整備・充実

ア 相談内容の多様化・複雑化に対応し、分野を横断して情報共有できる仕組みづくりや包括的な相談体制の構築を進めます。

イ 福祉職員の人材確保や職場定着、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組を進めます。

### <関連する計画等>

- ・第五次柏崎市障がい者計画
- ・柏崎市第6期障がい福祉計画・柏崎市第2期障がい児福祉計画
- ・第四次柏崎市地域福祉計画（柏崎市成年後見制度利用促進基本計画）

## 5 同和問題

### <現状と課題>

- ・同和問題は、我が国固有の人権問題であり、日本の歴史的過程で形作られた身分制度によって、国民の一部が著しく基本的人権を侵害され、今もなお、結婚や就職等日常生活において様々な差別を受けているという重大な人権問題です。
- ・同和地区や差別のことはそっとしておけば自然になくなるという考え方を「寝た子を起こすな論\*23」といいますが、昭和40（1965）年に出された国の同和対策審議会答申は、この考え方を明確に否定し、同和問題の早急な解決は国の責務であり国民的課題であるとししました。これを受けて昭和44（1969）年に同和対策事業特別措置法が制定され、以来、部落差別をなくすための様々な事業が実施されてきました。
- ・平成28（2016）年には、部落差別が今もなお存在し、また、情報化の進展に伴う状況の変化がみられることも踏まえ、部落差別解消推進法が施行されました。
- ・昭和3（1928）年に行われた司法省調査では、柏崎町（当時）を含む刈羽郡の被差別民の人数は県内で3番目に多いという統計資料が存在しており、戦前には、市内数箇所が改善地区として指定されていました。しかし、その後合併した町村を含め、昭和57（1982）年に成立した地域改善対策特別措置法による同和対策事業の対象地区の指定はありませんでした。
- ・本市の被差別部落は、典型的な少数散在型\*24であるため、宅地化等で地域が変貌し、被差別部落があった地点を特定することが難しい現状ですが、同和問題



は私たちの身近な問題です。

- ・同和問題は基本的人権に関わる課題であるとの認識の下、本市は、教職員の研修を強化し、同和教育を着実に実践するとともに、法務局や人権擁護委員と連携して広報・啓発活動に努めています。
- ・市民意識調査では、「同和問題や同和地区について知ったのはいつ頃ですか」との問いに対して、「小・中・高校生の頃に同和問題を知った」との回答が 38.9%と最も高い結果でした。年代別では 10・20 歳代で 77.5%、30 歳代で 46.4%であるのに対し、40・50 歳代と 70 歳代以上は 30%台、60 歳代は 20%台となっています。若年層ほど高いという結果から、平成 9（1997）年から本市が本格的な同和教育に取り組んできた成果が着実に現れ、特に、結婚に関しては若年層ほど差別意識がなくなってきたことが分かります。
- ・同和教育の成果もある一方、依然として 21.3%の市民が「今まで同和問題を知らなかった」と回答しており、同和教育を補完する取組を社会教育・生涯学習の視点で行っていく必要があると考えられます。
- ・「同和地区の人や出身であることを理由に差別や人権侵害があると思いますか」との問いに対しては、32.7%の人が「あると思う」と回答しており、過去の調査から増加傾向にあります。また、「そっとしておけば部落差別は自然になくなる」と回答した人は 44.9%となっており、寝た子を起こすな論的な考え方が今でも全体の半数近くを占めています。同和問題に一人ひとりが正しく向き合う姿勢が求められます。
- ・身元調査<sup>\*25</sup>については、「当然」、「仕方がない」と回答した人は 44.0%であり、「するべきではない」とした回答の 36.2%を依然として上回っています。平成 19（2007）年に三重県の行政書士が横浜市の興信所の依頼を受け、全国的に戸籍を不正取得するという事件<sup>\*26</sup>では、本市でも、1 件の戸籍謄本及び附票が不正に取得されていました。引き続き、身元調査が人権侵害につながるおそれがあることを啓発していく必要があります。

## ＜今後の施策＞

### ① 同和教育の推進

ア 子どもが学校で同和問題を学習することで、様々な差別や偏見に関わる問題があることに気付き、自分自身の生活と関連付けて深く学ぶ教育を実施します。

イ 中学校区を単位として、小中 9 年間を見通した指導計画に沿って同和教育を着実にいき、差別に気付き偏見等を持たない児童・生徒を育てます。

### ② 同和問題等についての広報・啓発活動

ア 保護者や地域住民への意識啓発のため、授業の公開等により学校で推進す

る同和教育を積極的に周知します。

イ 同和問題に関する講演会及び研修等の実施により、幅広い世代の市民への教育活動を行うとともに、同和教育を受けていない人にも分かりやすい広報・啓発活動に努めます。

ウ 身元調査が人権侵害につながるおそれがあることを啓発し、**住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度**<sup>\*27</sup>の周知を図り、登録者を増やします。

### <関連する計画等>

- ・第四次柏崎市生涯学習推進計画

## 6 外国から来た人の人権

### <現状と課題>



- ・本市における外国人住民数は、令和4(2022)年11月末時点で856人であり、中国・台湾・フィリピン・タイなどアジア地域からの外国人が多くを占めています。行政手続、生活相談や教育相談の窓口案内等を外国人の母国語で行うことで、日本語が得意でない外国人が生活しやすい環境の整備を進めています。
- ・平成19(2007)年中越沖地震の際には、公益財団法人柏崎地域国際化協会(以下「国際化協会」という。)の協力により全国で初めて災害多言語支援センターを設置するなどの取組も行っています。以降も国際化協会では、「生活ガイド柏崎」「ゆびさし会話帳」の作成や、外国人住民への通訳・翻訳支援、日本語支援、生活相談等を行うとともに「やさしい日本語研修会」の開催など協力者の育成事業等にも積極的に取り組み、市内に在住する外国人住民の方が気軽に相談できる環境づくりに努めています。
- ・市民意識調査では、「外国から来た人の人権で特に問題があると思うこと」との問いに対して、「地域社会に受け入れられにくい」(15.2%)、「外国から来た人への理解や認識不足」(14.9%)、「外国語対応可能な行政相談窓口・病院・施設が少ない」(13.2%)の順で回答がありました。
- ・また、「外国から来た人の人権を守るために必要なこと」との問いに対しては、「相談・支援体制の充実」(23.6%)、「働ける場所や能力を発揮できる場の設定」(14.2%)、「情報発信・提供のデジタル方式・多言語化対応促進」(12.7%)の順になりました。
- ・本市は、友好交流都市との青少年交流や、水球を通じたスポーツ、文化、経済交流を継続することで、市民の外国人に対する理解を深める取組を進めています。
- ・互いを知り、言葉や文化、生活習慣の違いを認め合うことで対等な関係を築き、多様性を尊重し合える社会づくりにつながります。
- ・外国人住民や、外国につながるのがある様々な背景を持つ人々ともパートナーとし

て地域社会へ参画できる多文化共生社会の実現に向け、言語文化サポーター\*28の育成や人員体制の充実などにより、外国人住民に対する相談体制を拡充していく必要があります。

### <今後の施策>

#### ① 外国から来た人に対する相談・支援体制の充実

ア 外国人住民が生活しやすい環境を整えるため、国際化協会と連携して言語文化サポーターの育成に取り組むとともに、関係機関と連携して相談体制の拡充に努めます。

イ 外国語による行政サービスの情報提供や外国人住民に分かりやすい表現による情報発信に努めます。

#### ② 外国から来た人の人権に対する理解促進

関係機関と連携して多文化共生を理解する講座や外国人住民とのスポーツ、文化、経済等の交流活動を推進することにより、相互理解を深め、外国人が地域コミュニティに参画しやすく、活動しやすい環境の整備に努めます。

## 7 北朝鮮当局による拉致被害者等\*29とその家族の人権



### <現状と課題>

- ・昭和 50 (1975) 年前後、多くの日本人が不自然な形で行方不明となり、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになっています。政府は、これまでに 12 件 17 人を北朝鮮による拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致の可能性を排除できない特定失踪者が多数存在します。認定拉致被害者のうち 3 件 5 人は、新潟県内で発生した事案であり、昭和 53 (1978) 年 7 月には、本市の海岸から 2 人の市民が拉致されました。
- ・平成 14 (2002) 年 9 月に日朝首脳会談において北朝鮮が日本人拉致を初めて認め、同年 10 月に柏崎市民 2 人を含む 5 人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者の安否について、北朝鮮から納得のいく説明はありませんでした。
- ・日朝平壤宣言に基づき、5 人の拉致被害者が帰国してから既に 20 年の年月が経過しています。この間、残された拉致被害者の帰国は実現しておらず、国民の拉致問題に対する関心が薄れ、風化していくことが懸念されます。
- ・本市は、帰国した拉致被害者等の自立支援に取り組むとともに、佐渡市（当時は真野町）、福井県小浜市と 5 人の拉致被害者が帰国した直後に拉致被害者関係市連絡会（以下「関係市連絡会」という。）を結成し、国への要望活動等を実施してきました。また、直近ではインターネットを通じて、北朝鮮の金正恩国務委員長に対し、令和元 (2019) 年 9 月、令和 3 (2021) 年 6 月の二度にわたり、問題解決を訴えるメッセージを発信してきました。

- ・関係市連絡会は、令和3（2021）年8月には在日米国大使館を訪問し、拉致問題の解決に向けた支援を求める取組を実施し、これを契機に、令和4（2022）年1月には在日米国大使館政治部一等書記官による柏崎中央海岸拉致現場への視察が実施されました。また、同年11月にも関係市の3市長が在日米国大使館で政務担当公使に対し、拉致問題の解決に向けた支援を求めました。
- ・拉致問題の解決に向けた動きが膠着状態にある中、県民一人ひとりに拉致問題への関心を一層高めてもらうため、令和3（2021）年8月には新潟県内の自治体首長で組織する「北朝鮮による拉致問題に関する新潟県市町村長の会」を結成し、国に対して拉致問題の早期解決と風化防止を訴える活動に取り組んでいます。
- ・市民意識調査では、「拉致被害者とその家族の人権で特に問題があると思うこと」との問いに対しては、「拉致そのものと北朝鮮政府の対応・姿勢」（29.5%）、「日本政府や関係機関の取組」（23.3%）、「国際的関心の低さ」（16.3%）の順になりました。また、「拉致被害者とその家族の人権を守るために必要なこと」との問いに対して、「国による拉致問題の早期解決」（30.0%）、「正しい情報の提供」（22.0%）、「拉致問題を風化させない」（21.7%）の順に回答がありました。
- ・拉致問題を人権問題の一つとして捉え、その全面解決を訴えるとともに、北朝鮮が拉致に至った経緯や拉致問題に関する正しい認識を持ち、朝鮮籍の市民等が差別や排斥されることのないよう配慮することが必要です。
- ・拉致問題の解決に向けては、国際社会の理解と協力、政府の取組を後押しする世論の高まりが不可欠であり、拉致問題の風化防止に取り組む必要があります。

## ＜今後の施策＞

### ① 拉致被害の早期解決に向けた取組

関係市連絡会及び北朝鮮による拉致問題に関する新潟県市町村長の会など関係団体とも広く連携して、国に対して拉致問題の早期解決を継続して訴えていきます。

### ② 拉致被害に関する周知・啓発

拉致問題をテーマとしたパネル展の開催や、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（毎年12月10日～16日）の周知を行うなど、市民への啓発事業を行うほか、拉致事件を知らない世代への教育・啓発のため、市内中学校での拉致問題啓発・人権講演会を開催します。

## 8 感染症患者等<sup>\*30</sup>とその家族の人権

### ＜現状と課題＞

- ・感染症に対する不正確な知識や思い込みにより、感染者、患者、元患者及び家族等が職場や医療現場で差別され、プライバシーを侵害されることが問題となって



います。

- エイズは、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）に感染することで、免疫力が低下して発症する病気です。昭和 56（1981）年にアメリカ合衆国で最初に報告されて以降世界的に拡大し、日本では昭和 60（1985）年に最初の患者が発見されました。不正確な情報が流布され、エイズ患者やH I V感染者に対する一方的なイメージの形成、多くの偏見や差別意識が生まれました。H I Vの感染経路は特定されており、感染力もそれほど強くないため、正しい知識を持って日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる疾患ではありません。
- 「らい菌」と呼ばれる細菌の感染で発症するハンセン病は、発病確率が極めて低く、発病しても治療すれば完治する病気です。しかし、過去に科学的根拠のない隔離政策が行われ、元患者に対する差別や偏見を招いた結果、病気が完治した現在も故郷に帰れない元患者が今もなお存在するという現状にあります。
- 令和元（2019）年 12 月に確認された新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、世界は恐怖と混乱に陥りました。国内では、令和 2（2020）年に初めて感染が確認され、感染者やその家族などの濃厚接触者だけでなく、治療にあたる医療関係者、福祉関係者への差別、プライバシーの侵害など、新たな人権問題が発生しています。
- 市民意識調査では、「感染症患者とその家族及び新型コロナウイルス感染症感染者・家族とそれらを取り巻く様々な人々の人権で特に問題があると思うこと」との問いに対して、「感染症についての正しい理解の不足」（19.8%）、「地域等において不当な扱いを受けること」（18.4%）、「職場での不当な取り扱いを受けること」（17.3%）の順で回答がありました。
- 「感染症患者とその家族、及び新型コロナウイルス感染症感染者・家族とそれらを取り巻く様々な人々に対し、どのように対応したり、どのように思ったりしますか」との問いに対しては、36.8%の人が「普通に付き合う」と回答しましたが、「他の都道府県からは帰省や旅行で来てほしくない」（23.6%）、「外国との往来をした人は、帰省や旅行で来てほしくない」（20.1%）の合計が 43.7%に上り、未知の感染症に対する不安が表れる結果となりました。
- 「感染症患者とその家族及び新型コロナウイルス感染症感染者・家族とそれらを取り巻く様々な人々の人権を守るために必要なこと」との問いに対しては、「正確な情報提供と偏見、差別の解消」（23.5%）、「当事者、家族のプライバシー保護」（19.4%）、「相談・指導、検査・治療体制の充実」（17.6%）の順で回答がありました。なお、プライバシー保護が重要だとする市民の割合は高齢層で少なく、新型コロナウイルス感染症の影響からか、プライバシー保護よりも情報公開を優先させ、感染リスクを回避したいと考える市民が高齢層に多い結果となりました。
- 感染者、患者、元患者及び家族等に対する偏見や差別は、感染症に対する正確な

知識や理解の不足に起因しています。不正確な情報から感染症を過度に恐れる気持ちや、人権侵害につながらないように、情報提供や啓発活動を推進する必要があります。

### <今後の施策>

#### ① 感染症に対する正しい理解促進

ア 新潟県と連携し、住民に対して広報誌・ホームページ等を活用した感染症に関する正しい情報提供、普及啓発等を行い、感染症に伴う差別や偏見の解消に向けて取り組みます。

イ 学校教育における正しい感染症知識の習得や感染症に関する人権課題の学習を通じて、感染予防と感染症に対する偏見や差別の解消に向けて取り組みます。

#### ② 感染症患者等への相談支援

関係機関等と連携を図りながら、感染者、患者、元患者及び家族等への相談支援を実施します。

### <関連する計画等>

- ・ 柏崎市新型インフルエンザ等対策行動計画

## 9 犯罪被害者とその家族の人権



### <現状と課題>

- ・ 犯罪被害者やその家族は、犯罪等の直接的な被害にとどまらず、その後も精神的・経済的な被害に苦しんだり、十分な支援を受けられず、社会において孤立したりするなど様々な問題を抱えています。
- ・ こういった犯罪被害者等の人権を守るため、平成 17 (2005) 年に犯罪被害者等基本法が施行され、令和 3 (2021) 年には新潟県犯罪被害者等支援条例が施行されました。
- ・ 本市では、平成 23 (2011) 年 1 月に施行した柏崎市防犯まちづくり条例に犯罪被害者等への支援施策の実施を規定し、相談支援体制の整備に努めてきました。さらに、令和 4 (2022) 年 4 月には、柏崎市犯罪被害者等支援条例を施行し、犯罪被害者等の被害の早期回復と軽減を図り、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するための取組を強化しています。
- ・ 市民意識調査では、「犯罪被害者とその家族の人権について、特に問題があると思うこと」との問いに対して、「プライバシーの侵害を受けること」(24.6%)、「精神的な負担を受けること」(20.9%)、「無責任なうわさ話が広がること」(18.5%) の順で回答がありました。また、「犯罪被害者とその家族の人権を守

るために必要なこと」との問いに対しては、「プライバシーに配慮した取材報道」(23.3%)、「心のケア体制の充実」(22.3%)、「捜査や裁判での被害者等への配慮」(13.5%)の順に回答がありました。

- ・法律や条例により犯罪被害者等の人権を守るための施策に取り組むとともに、犯罪被害者等に対する理解を深める必要があります。

### <今後の施策>

#### ① 犯罪被害者等の人権についての理解促進

犯罪被害者等のプライバシーの侵害、権利擁護について、市民の理解を深め、社会全体で支えられるよう、広報・啓発活動を推進します。

#### ② 犯罪被害者等の相談・支援体制の充実

犯罪被害者等の生活の平穏や名誉に配慮した、きめ細かな、途切れのない支援活動を推進するため、警察署、公益社団法人にいがた被害者支援センター<sup>\*31</sup>や被害者支援連絡協議会<sup>\*32</sup>などの関係機関、団体と連携して相談支援体制の充実に努めます。

### <関連する計画等>

- ・第三次柏崎市防犯まちづくり推進計画

## 10 インターネット上の人権

### <現状と課題>

- ・近年のスマートフォンの普及で、インターネットへの接続がより手軽になり、生活の利便性が向上する一方、匿名性や情報発信の容易さを悪用して他人を誹謗中傷したり、プライバシーに関わる情報を無断掲示したりする事例が数多くみられます。
- ・平成14(2002)年にプロバイダ責任制限法、平成21(2009)年には青少年インターネット環境整備法が施行され、インターネットへの規制が進みましたが、依然として人権侵害は後を絶たない状況となっています。
- ・市民意識調査では、「インターネット上(SNS等)での人権侵害について、特に問題があると思うこと」との問いに対して、「誹謗中傷や人権侵害情報を掲載すること」(28.2%)、「SNS上で、いじめや仲間はずれにすること」(19.4%)、「個人のプライベートな情報を公開すること」(16.0%)、「個人情報流出や不正取引が発生していること」(13.7%)の順に回答がありました。また、「インターネット上(SNS等)の人権侵害を無くすために必要なこと」との問いに対しては、「違法情報への規制、罰則の強化」(28.6%)、「監視、取り締まり強化」(27.5%)、「情報モラルの教育の充実」(17.5%)の順に回答がありました。



- ・インターネット上に一度書き込まれた内容は、すぐに不特定多数に広まり、被害が急速に拡大するために、社会的にも大きな問題となっています。また、不特定多数に公開されてしまうという認識がないまま、私的な情報を安易に公開してしまうという、送り手側の**メディア・リテラシー**<sup>\*33</sup>が不十分な点も問題となっています。
- ・有効な対策を講ずることができず、SNS上での中傷による自死者が発生するなど深刻な事例も発生しており、法規制によっても実効力のある対応が十分にできない状況にあります。このため、学校教育や社会に向けた意識啓発を行い、**情報モラル**<sup>\*34</sup>の向上を図るとともに、関係する事業者にも対策を講じるよう求めていく必要があります。

## <今後の施策>

### ① 情報モラルを高めるための取組

- ア インターネットに関わる問題や事件に巻き込まれないよう未然防止のための情報提供、啓発活動及び相談体制の充実に努めます。
- イ 学習用タブレット端末1人1台環境となった小・中学校の児童生徒に対するメディア・リテラシーを高める教育に取り組みます。また、中学校では**中学生メディア共同宣言**<sup>\*35</sup>に基づき、生徒自身で情報モラルを身に着ける取組を進めます。
- ウ 家庭教育においては、メディアへの過度な依存を避けるという観点から、情緒豊かな人格形成を目指し、幼児期の読み聞かせを積極的に推奨します。また、保育園・幼稚園・認定こども園では、保護者に対し、子どもに対する情報機器利用に当たっての危険性について啓発します。

### ② インターネット監視の取組

- 電子掲示板等の定期的なモニタリングを通じて、インターネット上での差別や人権侵害を確認した場合は、法務局や関係機関・団体と連携を図りながら削除要請を行うなど適切に対応します。

## 11 性的少数者（LGBTQ等）の人権

### <現状と課題>

- ・性的指向により恋愛や性愛の対象が同性又は両性である人や、身体の性と心の性（性自認）が一致しないため違和感に悩む性的少数者は、周囲の無理解により偏見や差別の対象となっています。
- ・性的少数者は、偏見や差別を恐れ、自分の性的志向を周囲に打ち明けられずに、苦しんでいます。また、社会生活に支障が出たり、不利益を強いられたりすることもあります。思い悩みながら**カミングアウト**<sup>\*36</sup>した結果、相談を受けた人が



アウトティング<sup>\*37</sup>したことが原因で精神を病み、自死に至るような重大な事案も発生しています。

- 平成16（2004）年に性同一性障害者特例法が施行され、戸籍や住民登録上で性別の変更が認められるようになりました。また、一部の自治体では、**同性間のパートナーシップ<sup>\*38</sup>**を認める条例が制定されるなど、性的少数者の人権に配慮した施策も進められています。
- 市民意識調査では、「性的少数者を取り巻く問題点として感じていること」との問いに対して、「周囲の理解が得られない」（14.2%）、「差別的な発言をされる」（12.9%）、「うわさや、プライバシーを公表されたりする」（12.4%）の順に回答がありました。
- また、「性的少数者への理解を深めるために、どのようなことが特に必要だと思いますか」との問いに対しては、「生き方を尊重し、周囲が積極的に交流等する」（21.1%）、「あらゆる場面で、不当な扱いを行わない」（12.3%）、「学校教育における理解・啓発の推進」（11.6%）の順の回答となりました。調査結果からは、性的少数者を理解して尊重し、不当に扱うべきでないと考えている市民が多いことが分かります。
- 「周りに性的少数者と思われる人がいる」と回答した人は11.6%で、**令和元（2019）年の民間調査<sup>\*39</sup>**における、日本での性的少数者は、10人に1人というアンケート結果とほぼ一致しています。多様な性に配慮した言動や行動が求められます。
- 本市では、学校における児童・生徒への指導を始め、教職員向けのLGBTQ研修、市職員向けのガイドブック作成などの取組を進めています。引き続き、性的少数者に対する正しい理解を促進するとともに、性の多様性を意識した社会づくりを進めることが必要です。

## <今後の施策>

### ① 性的少数者に対する理解促進

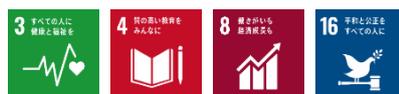
性的指向や性自認についての正しい知識や理解を深め、偏見や差別をなくすために市職員や学校教職員、市民を対象とした研修や啓発活動を推進するとともに、学校においても児童・生徒に対して性的少数者に関する教育を行います。

### ② 性的少数者に対する相談・支援体制の整備

ア 関係機関等と連携を図りながら相談支援を実施するとともに、相談窓口の周知を図ります。

イ 学校において、性的指向や性自認の違和感に悩む児童・生徒に対する相談体制を整備します。

## 12 その他様々な分野における人権



### (1) 新潟水俣病被害者

新潟水俣病は、阿賀野川流域の住民に有機水銀による健康被害を与えただけでなく、病気を理由とした偏見や差別ももたらしました。また、補償金を受け取ることでも中傷を受けることもあり、患者であることを言い出せない被害者もいます。

新潟県は、平成 21（2009）年に新潟水俣病地域福祉推進条例を制定し、患者の人権に配慮した施策を進めていますが、現在でも新潟地方裁判所で新潟水俣病第 5 次訴訟が継続するなど、今なお被害者の苦しみは続いています。

本市では、学校教育において、人権問題として認識を深めるため、新潟市にある「環境と人間のふれあい館－新潟水俣病資料館－」への訪問や、新潟県同和教育研究協議会の副読本「生きるⅢ・Ⅳ」、新潟県が作成した資料集を活用して各学校で学習しています。

今後も新潟県を始めとする関係機関、団体と連携して、新潟水俣病被害者に対する偏見や差別を解消するための教育・啓発活動を推進します。

### (2) 職業や雇用をめぐる差別

採用選考の際に本籍地や家族の状況などを基準にしている事例が発生しないよう、関係機関と連携して、企業の公正な採用選考に向け周知・啓発を図ります。

また、職業によっては、歴史的な理由などにより偏見を持たれ差別を受けることがあるため、社会に必要とされる全ての職業や働くことについて、正しい知識や理解を深める取組を行います。

### (3) 震災等の災害に起因する人権

東日本大震災の被災者をめぐっては、原子力発電所の事故に伴う不確かな情報に基づく被災者への偏見・差別などによる人権侵害やいじめが各地で発生している状況が報告されています。

本市においても、現在も 459 人の福島県からの避難者が生活しています（令和 5（2023）年 2 月 28 日時点）。引き続き、偏見に基づく人権侵害やいじめが起これないよう正しい知識や理解を深めるための教育、啓発活動を推進し、被災者の人権を守る取組を推進します。

### (4) 刑を終えて社会に戻ってくる人の人権

刑を終えて社会に戻ってくる人の更生意欲をくじくような偏見や差別により、就職や住居の確保すら困難な状況がみられます。また、刑を終えて社会に戻ってくる人の家族であるという理由だけで、いわれのない差別的な扱いを受ける事例がみられます。

刑を終えて社会に戻ってくる人の社会復帰には、本人の強い更生意欲と併せて、地域社会の理解と協力が必要となります。本市では、保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会と連携して更生を支え、再犯を防止し、自立・更生を支えるだけでなく、市民の更生保護思想の普及、啓発に努めます。

## (5) その他

人権課題は、これまで取り上げてきたもののほかにも、各種ハラスメント、婚外子（非嫡出子）、人身取引（トラフィッキング）<sup>\*40</sup>、ホームレス、アイヌの人々等の問題もあります。

また、世界に目を向ければ、戦争や紛争当事国で生活する人々、避難したものの劣悪な環境で生活せざるを得ない人々の人権を一刻も早く取り戻す必要があります。

変化のスピードが著しい現代社会では、今後も新たな人権問題の発生が予想されるため、課題の解決に向け、適切な取組を実施するとともに、引き続き偏見や差別を解消するための啓発活動を推進します。

## 第4章 計画の推進体制等

### 1 庁内推進体制の整備

#### (1) 市職員に対する人権研修

社会情勢の変化に伴い、複雑化・多様化する人権問題に対応するため、市職員への人権研修を実施するとともに、国や県、他の団体の研修会や講演会等へ積極的に参加し、人権問題全般に対する正しい知識の習得や理解の促進、解決のための意識の醸成を図ります。

さらに、職員が地域社会の一員として、地域における人権教育・啓発の推進に積極的な役割を担うよう努めます。

#### (2) 計画の評価と見直し

本計画に基づく人権教育・啓発施策の推進については、全庁的に組織する柏崎市人権教育・啓発庁内推進会議で、P D C Aサイクルによる継続的な改善の考え方に基づき、各部課で行われている施策が人権尊重の視点から取り組まれるよう点検・評価を行い、見直しをしながら取組を推進します。

また、新たな人権問題や複数の部課に関係する人権問題等に対して、迅速かつ適切に対応できるよう情報の共有を図りながら、各所属間の連携や協力を進めます。

### 2 関係機関等との連携

人権教育・啓発の効果的な推進のためには、国、県、企業・団体、地域等と連携を図りながら、幅広い分野での取組が必要です。

特に、人権全般の教育・啓発活動を行っている新潟地方法務局柏崎支局、柏崎人権擁護委員協議会及び中越地域人権啓発活動ネットワーク協議会<sup>\*41</sup>と緊密に連携し、情報の共有化を図りながら総合的に本計画を推進します。



## < 参 考 資 料 >

- 市民意識調査の概要
- 柏崎市人権教育・啓発推進協議会設置要綱
- 柏崎市人権教育・啓発推進協議会委員名簿
- 柏崎市人権教育・啓発推進協議会協議経過
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 用語の解説

## 市民意識調査の概要

### 1 市民意識調査の調査方法・回収率

本計画策定のための基礎資料とし、今後の人権教育・啓発推進に反映させるため、人権に関する市民意識調査を行いました。

- (1) 対象 住民基本台帳から無作為で抽出した市内在住 18 歳以上の男女 2,000 人
- (2) 方法 自記式アンケート調査、郵送配布・郵送回収、web アンケート
- (3) 期間 令和 3 (2021) 年 8 月 10 日 (火曜日) ~9 月 17 日 (金曜日)
- (4) 回収結果 有効回答数 682 人、回収率 34.1%

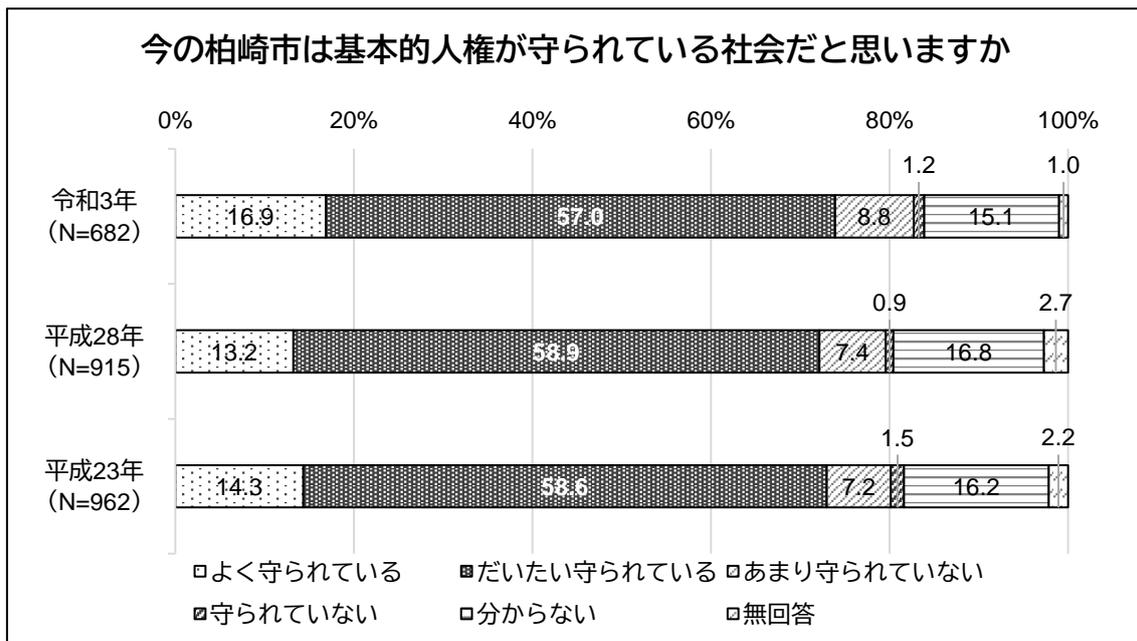
### 2 人権全般に関する調査結果

人権全般に関する調査結果は以下のとおりです。なお、計画に反映した主要な分野別の調査結果は、計画本文に記載しています。

結果の詳細は、柏崎市公式ホームページに掲載しています。(「人権 市民意識調査」で検索)

#### (1) 人権に関する意識

「今の柏崎市は、基本的人権が守られている社会だと思いますか」という問いに、「よく守られている」、「だいたい守られている」と回答した人は、73.9% (前回 72.1%)、「あまり守られていない」、「守られていない」が 10.0% (前回 8.3%)、「分からない」が 15.1% (前回 16.8%) でした。また、他の設問との比較分析により、過去 5 年間に自分自身が人権侵害を受けたと感じた市民ほど人権が守られていないと考えていることが明らかになりました。

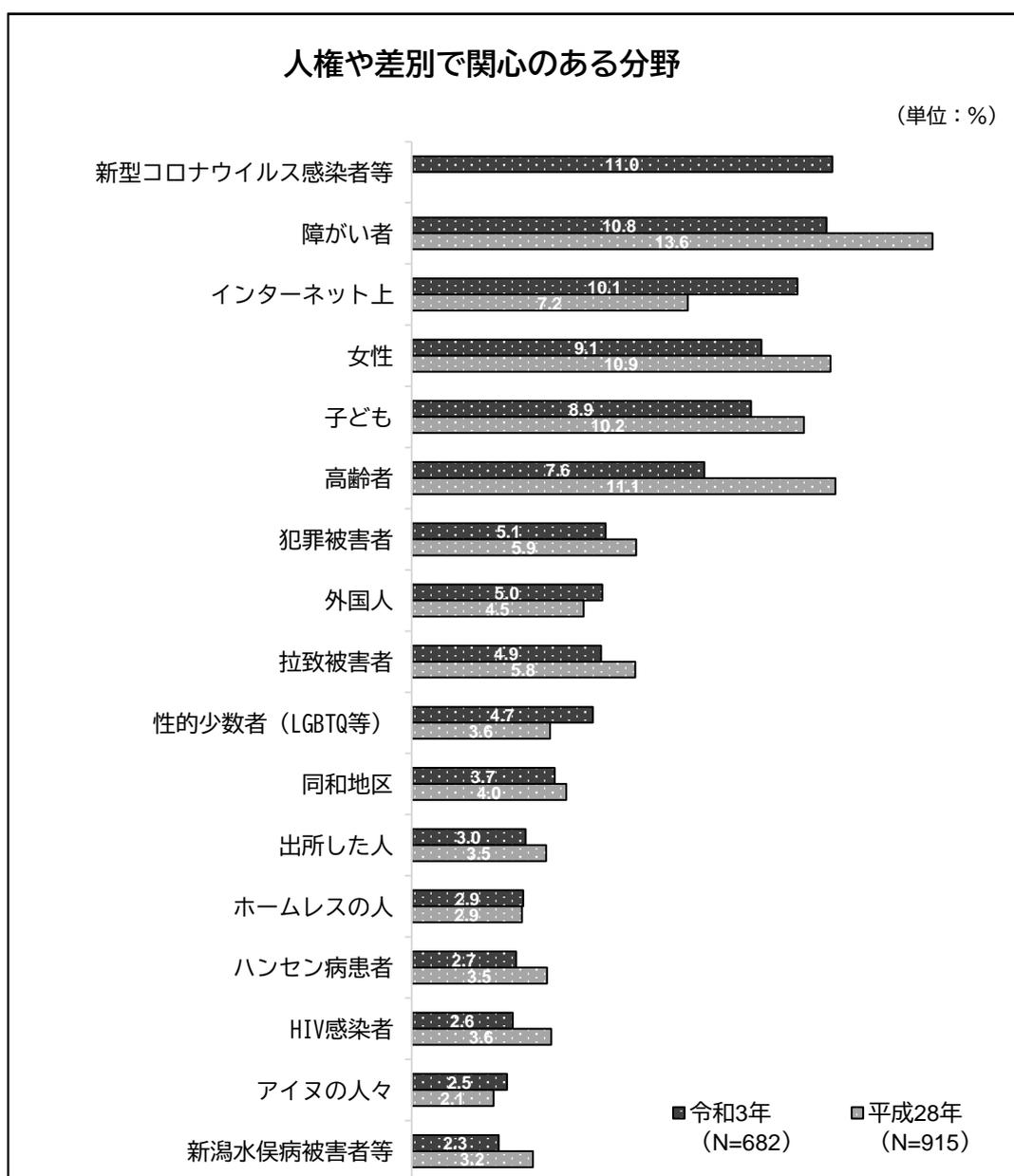


## (2) 人権や差別への関心

上位10項目は「新型コロナウイルス感染症等」(11.0%)、「障がい者」(10.8%)、「インターネット上」(10.1%)、「女性」(9.1%)、「子ども」(8.9%)、「高齢者」(7.6%)、「犯罪被害者」(5.1%)、「外国人」(5.0%)、「拉致被害者」(4.9%)、「性的少数者(LGBTQ等)」(4.7%)の順で身近な問題に対する関心が高くなっています。

市の調査時期(令和3(2021)年8~9月)は、同感染症による重症者が過去最多を更新した時期と重なったため、影響が大きかったものと考えられます。

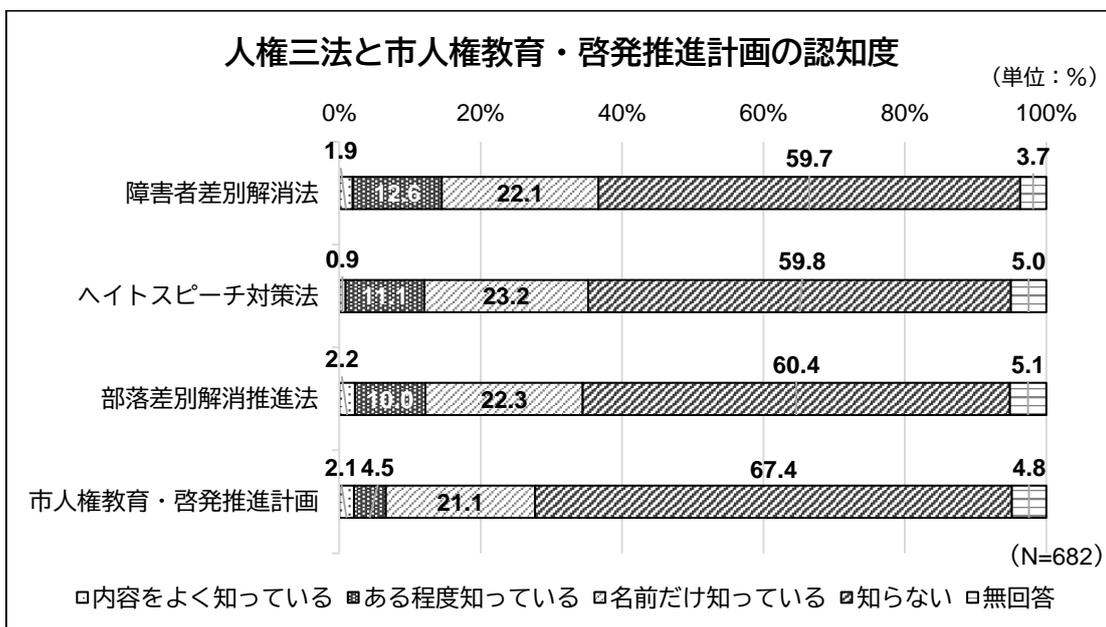
「インターネット上」及び「性的少数者(LGBTQ等)」については、調査を重ねるごとに市民の関心が高くなっています。



### (3) 差別を解消するための人権三法と柏崎市人権教育・啓発推進計画の認知度

国が差別を解消するための法律として平成 28 (2016) 年度に施行された「人権に関する三つの法律」と平成 30 (2018) 年 3 月に策定した柏崎市人権教育・啓発推進計画の認知度について、初めて調査しました。

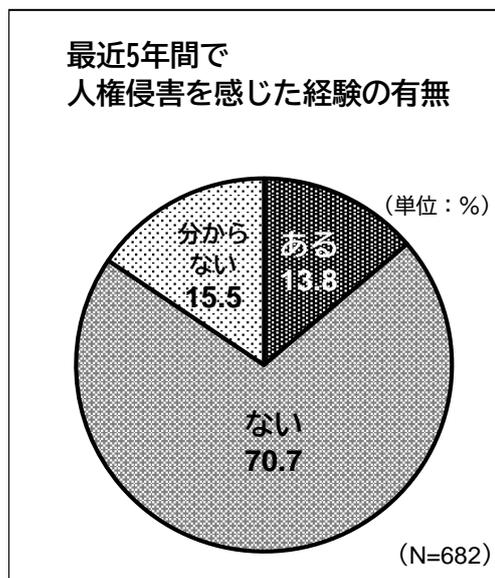
その結果、障害者差別解消法は、「内容をよく知っている」「ある程度知っている」「名前だけ知っている」を合わせて 36.6%でした。ヘイトスピーチ対策法では同数値が 35.2%であり、部落差別解消推進法では 34.5%でした。三つの法律についての認知度は、いずれも 3分の1ほどで、十分に浸透しているとは言い難い状況であり、本市の計画についての認知度は更に低く 27.7%という結果でした。

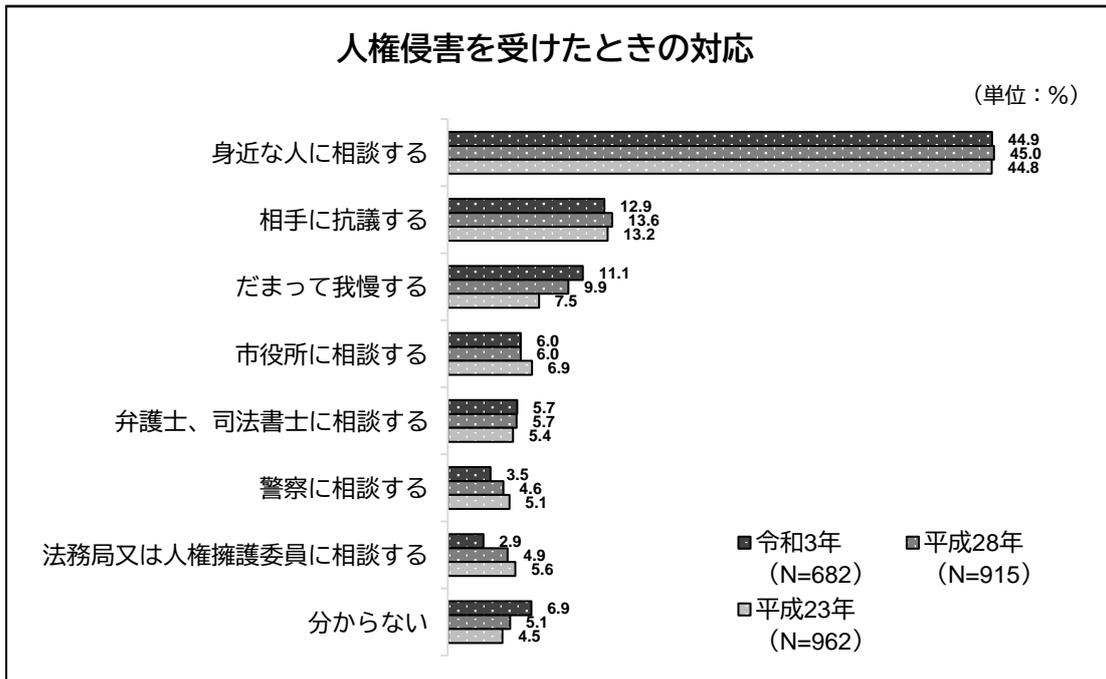


### (4) 人権侵害の経験と対応

人権侵害の経験が「ない」と回答した市民が約 7 割であったのに対し、経験が「ある」又は「分からない」と回答した市民は約 3 割となっており、前回調査より増えています。

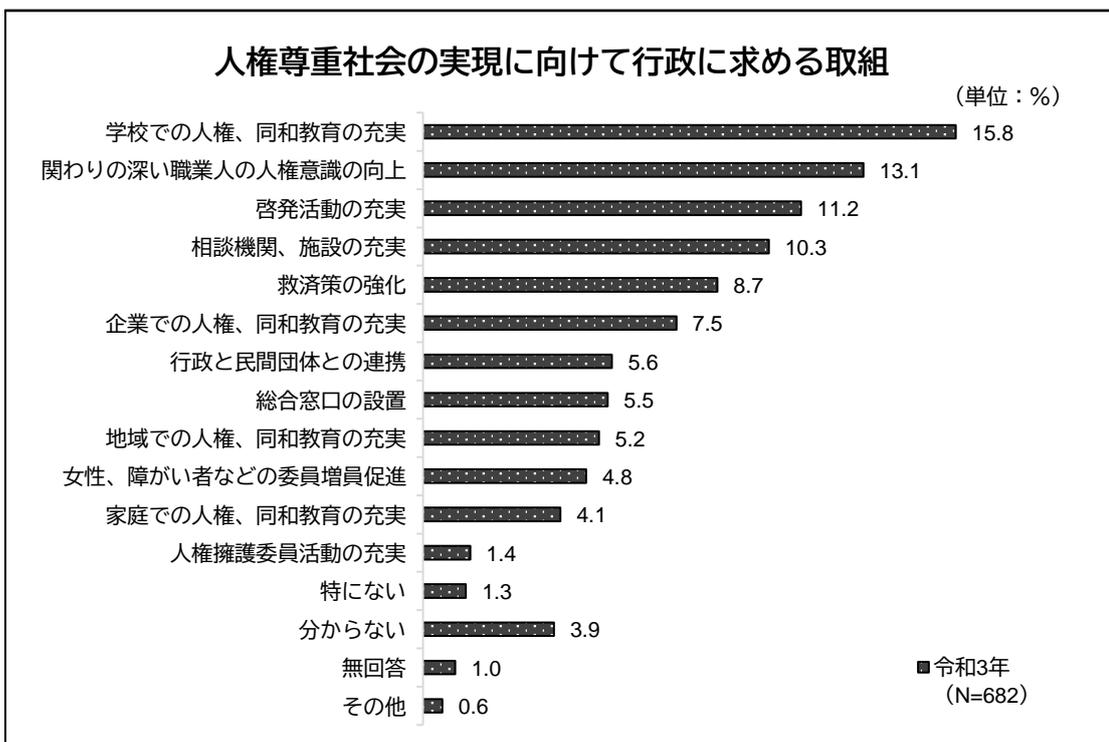
自分自身が人権侵害を受けた場合の対応としては、「身近な人に相談する」(44.9%)が最も多く、次に「相手に抗議する」(12.9%)、「だまって我慢する」(11.1%)となっています。以下「市役所に相談する」、「弁護士、司法書士に相談する」、「警察に相談する」、「法務局又は人権擁護委員に相談する」の順となっています。





#### (5) 行政に求める取組

人権尊重が当たり前の社会を実現するための行政における取組として必要なことを聞いたところ、「学校での人権、同和教育の充実」(15.8%)、「教職員、保健・医療・福祉関係従事者、公務員など人権に関わりの深い職業人の人権意識の向上」(13.1%)、「啓発活動の充実」(11.2%)、「相談機関、施設の充実」(10.3%)の順となり、学校や専門機関等に対して期待する回答が多い結果となりました。



## 柏崎市人権教育・啓発推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市における人権を尊重する教育と人権啓発の推進に関し、広く市民の意見を聴くとともに人権に関する専門的な立場から意見を求めるため、柏崎市人権教育・啓発推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 人権教育及び人権啓発の推進に係る計画の策定に関すること。
- (2) 人権に関する市民意識調査の実施に関すること。
- (3) その他本市の人権教育及び啓発の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者を委員とし、10人以内で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の推薦者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、公開とする。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員として退任した後も、同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民生活部人権啓発・男女共同参画室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

## 柏崎市人権教育・啓発推進協議会委員名簿

順不同敬称略

氏 名	推薦団体	備 考
あきやま まさみち 秋山 正道	新潟産業大学	会長
いいつか えいこ 飯塚 栄子	柏崎人権擁護委員協議会	
さいかわ のりこ 西川 紀子	かしわざき男女共同参画推進市民会議	
いざわ あやこ 井澤 文子	柏崎市社会福祉協議会	
やまもと むつこ 山本 睦子	柏崎地域国際化協会	
まるやま くみこ 丸山 久美子	柏崎公共職業安定所	令和3（2021）年度
はやし しゅういち 林 修一	柏崎公共職業安定所	令和4（2022）年度
なかむら まさと 中村 正人	柏崎市刈羽郡小学校長会	令和3（2021）年度
やまのうち ともゆき 山之内 知行	柏崎市刈羽郡小学校長会	令和4（2022）年度
はせがわ ひとし 長谷川 均	新潟県人権・同和センター	
さとう たかこ 佐藤 貴子	公募	
おかむら みなこ 岡村 美奈子	公募	

### オブザーバー

たかはし てつや 高橋 哲也	新潟法務局柏崎支局長補佐	令和3（2021）年度
おさかべ まこと 長ヶ部 真	新潟法務局柏崎支局長補佐	令和4（2022）年度

## 柏崎市人権教育・啓発推進協議会協議経過

令和3（2021）年度 第1回 令和3（2021）年5月25日（火）

- ・協議会の役割、人権に関する本市の状況、計画策定に係る全体スケジュール及び市民意識調査の内容について

令和3（2021）年度 第2回 令和3（2021）年7月6日（火）

- ・市民意識調査の内容について

令和3（2021）年度 第3回 令和3（2021）年12月8日（水）

- ・市民意識調査結果及び計画の基本的な構成・方向性について

令和3（2021）年度 第4回 令和4（2022）年1月25日（火）

- ・市民意識調査結果及び素案（第1章～第3章1の一部〔女性～高齢者の人権〕）について

令和4（2022）年度 第1回 令和4（2022）年6月8日（水）

- ・計画素案（第3章1の一部〔障がい者～感染症患者等の人権〕）について

令和4（2022）年度 第2回 令和4（2022）年8月10日（水）

- ・計画素案（第3章1の一部〔犯罪被害者等～第4章〕）について

令和4（2022）年度 第3回 令和5（2023）年1月20日（金）

- ・計画素案全般の見直しについて

令和4（2022）年度 第4回 令和5（2023）年3月15日（水）

- ・パブリックコメントの結果説明、計画素案について

## 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日公布・施行

(平成12年法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策につ

いての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 用語の解説

### \* 1 ジェンダー平等 (P1)

ジェンダーとは、生物学的な性別に対して、社会的・文化的に決められる性別のことを指し、男性と女性の役割の違いによって生まれる性別のことをいいます。ジェンダー平等とは、一人ひとりの人間が性別にかかわらず、平等に責任や権利、機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味しています。

### \* 2 新型コロナウイルス感染症 (P1)

新型コロナウイルス感染症の呼称については、本計画の策定時点において令和5(2023)年5月8日から感染症法上の位置付けが5類感染症に移行後も当面の間は変更とならない予定ですが、将来的にウイルスの病原性や感染力など特性に変化があれば、呼称の見直しが検討されます。

### \* 3 同和教育 (P2)

部落差別の問題(同和問題)を中心に、人の心の中の様々な差別に正しく向き合い、正しい知識に基づいて差別を見抜き、偏見をなくそうとする態度とその力を育てる教育のことをいいます。

### \* 4 男女共同参画 (P3)

「男性だから、女性だから」ということで活動の場を制限されることなく、男女が互いの人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮して協力し合うことをいいます。

### \* 5 DV (P4)

ドメスティック・バイオレンスの略称であり、配偶者や恋人など親密な関係にあるパートナー間で振るわれる暴力のことをいいます。身体的、精神的、性的、経済的、社会的な暴力に区分されます。

### \* 6 各種ハラスメント (P4)

相手に対して行われる精神的・身体的な「嫌がらせ」のことです。地位や権力などを背景に相手に嫌がらせを行うパワー・ハラスメントや男女問わず性的な嫌がらせを行うセクシュアル・ハラスメント、職場の上司・同僚からの言動(妊娠・出産、育児休業、介護休業等の利用に関する言動)などにより当該労働者の就業環境が害される妊娠・出産・育児休業等ハラスメント(マタハラ、パタハラ、ケアハラといわれることもあります)など様々な種類があります。

\* 7 性的少数者（LGBTQ等）（P4）

身体の性と心の性が一致しない人、恋愛や性愛の対象が同性又は両性の人、又は心の性がはっきりしない人をいいます。

LGBTQは、Lはレズビアン（Lesbian 女性同性愛者）、Gはゲイ（Gay 男性同性愛者）、Bはバイセクシュアル（Bisexual 性的指向が女性、男性のどちらにも向いている人）、Tはトランスジェンダー（Transgender 身体の性と心の性が一致しない人）、Qはクエスチョニング（Questioning ジェンダーや性自認、性的指向を探している状態の人）又はクイア（Queer 特定の枠に属さない、性的指向を探している人）の頭文字をとった言葉で、性的少数者を表しています。

\* 8 SNS（P4）

「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略称で、人と人とのつながりを促進し、サポートするコミュニティ型のWebサイトのことです。「Twitter」「Facebook」「LINE」等が有名です。

\* 9 CSR（P6）

「コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティ」の略称で、企業の社会的責任のことです。企業には、組織として利益を追求するだけでなく、あらゆる利害関係者の多様な要求に対し、適切に対応する義務があることを示しています。具体的には、人権を尊重した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境への配慮、地域社会への貢献などが挙げられます。

\* 10 女性の人権（P9）

本計画の「女性の人権」で取り上げる女性は、からだの性が生物学的女性の人と定義しています。しかし、一人ひとりの性は多様であり、男性（女性）として生まれ、女性（男性）として生きる人などの人権も認め、尊重することが大切です。

\* 11 ワーク・ライフ・バランス（P10）

やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間が持てる、仕事と生活の調和が取れた状態のことをいいます。

\* 12 ヤングケアラー（P10）

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている

子どものことをいいます。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

\*13 子どもの権利条約の四原則 (P11)

子どもの権利条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、①～④に示す四原則の下、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が具体的に定められています。平成元（1989）年に国連で採択され、平成6（1994）年には日本も批准しており、正式名称を「児童の権利に関する条約」といいます。

- ① 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
- ② 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
- ③ 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
- ④ 差別の禁止（差別のないこと）

\*14 地域包括ケアシステム (P12)

高齢者等が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで継続できるよう、地域内で包括的な支援とサービスを提供する助け合いの体制のことです。

\*15 老老介護 (P12)

主に65歳以上の高齢の夫婦や親子、兄弟姉妹などのどちらかが介護者であり、もう一方が介護される側となる状態のことをいい、介護する側の精神的・肉体的負担が著しく、その深刻な実態が問題となっています。

\*16 ダブルケア (P13)

子育てと親や親族の介護を同時に担う状態が同時期に発生することをいい、経済的、精神的な負担や、仕事への影響などといった問題が指摘されています。少子化や親族関係の希薄化などの変化により増加傾向にあるといわれており、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年以降には更なる増加が見込まれています。

\*17 8050問題 (P13)

80代の親が、50代の仕事に就けないまま引きこもる中年の子の生活を支えるという社会問題です。次第に高齢となる親の介護や、収入のない中年の子を抱える世帯の経済的困窮などが生じて、外部への相談につながらずに社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなるという問題が指摘されています。また、放置されることによる9060問題への進行も危惧されています。

\*18 成年後見制度 (P13)

判断能力が不十分な人を保護し、その人の財産や権利を守り、支援する制度のことです。法定後見制度と任意後見制度の二つがあり、前者は、家庭裁判所によって選任された成年後見人などが保護・支援するもので、後者は、将来に備え、自ら選んだ任意後見人に代理権限を与える契約を結んでおくものとなっています。

\*19 消費者安全確保地域協議会 (P13)

弁護士、警察、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員児童委員協議会、金融機関等の関係機関及び市役所関係各課を構成員とした組織で、消費生活上特に配慮を要する消費者の見守り、その他の消費者安全の確保のための取組を行っています。

\*20 障がい者 (P13)

「障がい」の表記については、様々な見解があり、国の障がい者制度改革推進会議の「障害者制度の推進のための基本的な方向（第一次意見）」（平成 22（2010）年 6 月 7 日）では、国民各層における議論の動向を見守りながら、引き続き審議を行うこととしています。本計画では、法令・条例等に基づく表記を除き、「障がい」と一部ひらがな表記を用いていますが、今後の国の審議等の方向性を踏まえて、柔軟に対応していくこととします。

\*21 権利擁護 (P14)

障がいや認知機能の低下などのために、自分で判断することが十分にできず、意思や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁したりして、その権利を保護することを指します。

\*22 柏崎市権利擁護センター (P15)

権利擁護センターは、成年後見制度の受付や研修会の開催、市民後見人養成講座などを行うとともに、市内の地域包括支援センターや障がい相談支援事業所などと連携し、相談者の状況に応じた医療・介護・福祉などのサービスを適切に利用できるよう支援する組織です。社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会に開設されています。

\*23 寝た子を起こすな論 (P15)

「寝た子を起こすな」とは、寝ている子をわざわざ起こして泣かせることはない、という意から転じて、不必要なことをしたために生じる逆効果を示すことわざです。

寝た子を起こすな論とは、同和問題にこのことわざを当てはめ、そっと放置しておけば、社会の進化に伴い、いつとはなく同和問題が解消するという考え方のこと

をいいますが、明治4（1871）年の解放令から150年以上経過した今日でもいまだに部落差別は続いています。

昭和40（1965）年の国の同和対策審議会答申では、「寝た子を起こすな」式の考えを明確に否定して、同和問題の早急な解決は国の責務であり国民的課題と明記され、同和問題の解決を国策として取り組むことが確認されました。その後、同和問題を重要な人権問題の一つとして捉え、差別意識の解消に向けた教育及び啓発が様々な創意工夫の下に推進されています。

#### \*24 少数散在型（P15）

昭和3（1928）年の司法省調査では、刈羽郡（柏崎町を含む。）に684人の被差別民（農業103人、日雇い37人等）の存在が記録されています。当時は県内3位の人数でしたが、大半が1から数戸の典型的な少数散在型といわれる形態でした。芸能などの特殊技能を持つ者が多かったとも言われています。1700年頃には、現在の市中心部に被差別民が数十戸まとまっていた地域がありましたが、二度にわたる立ち退き等で散在しました。昭和15（1940）年には、融和機関が合併前の3村にあり5戸程度まとまった地域があったと思われませんが、宅地化等が進み、現在は特定することが難しくなっています。被差別民は等しく貧しいと思われていますが、本市にあった事例では、土地を持っている者も多く、他の地域で見られるように際立って貧しい地区が顕在化しなかったものと思われます。

#### \*25 身元調査（P16）

他人の身元（本籍、経歴、家庭環境、思想・信条、資産など）を調べることです。従業員の採用、結婚、金銭消費貸借の際に行われることが多く、探偵・興信所などの民間の調査機関に調査を依頼して実施されることもあります。

#### \*26 戸籍を不正取得するという事件（戸籍謄本等不正取得事件）（P16）

平成18（2006）年5月から翌年2月にかけて、三重県の行政書士が全国44都道府県230市町村の窓口に対し、虚偽記載した511枚の請求書により、戸籍謄本や住民票などを不正取得するという事件があり、本市でも1件の不正請求がありました。発端は、横浜市の探偵・興信所からの依頼によるものでした。

8士業（弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士）の有資格者には、職務上正当な理由があれば戸籍等の請求が認められていますが、この行政書士は、結婚や就職の際の身元調査資料に利用されることを分かった上で、不正に戸籍等を入手していました。

事件では、不正取得により行政書士が処分されましたが、行政書士に依頼した探偵・興信所や依頼者の存在は、いまだ日本社会に差別意識が残る実態を浮き彫りに

しました。

\*27 住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度 (P17)

本人等以外の請求者(第三者)へ住民票の写しや戸籍謄本等を交付したことを登録者本人に通知する制度です。本人通知制度により、不正請求の早期発見、個人の権利侵害の防止が図られます。

なお、第三者から交付請求があった場合、交付の可否を登録者本人に確認することや、交付できないようにする制度ではありません。

\*28 言語文化サポーター (P18)

公益財団法人柏崎地域国際化協会に登録している多文化共生社会の橋渡しができる人材で、国際化に関する事業、情報の収集提供事業、地域協働支援に協力する人のことをいいます。

\*29 拉致被害者等 (P18)

民間団体である特定失踪者問題調査会が独自に北朝鮮による拉致の可能性を調査している失踪者のほか、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者を指します。

\*30 感染症患者等 (P19)

未発症の感染者及び既に治癒し、感染の可能性のなくなった元患者を含みます。

\*31 公益社団法人にいがた被害者支援センター (P22)

新潟県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受け、事件・事故等の被害者やその家族・遺族の相談等の各種支援事業を行っている団体です。新潟県から「性暴力被害者支援センターにいがた」の運営も委託されています。

\*32 被害者支援連絡協議会 (P22)

各警察署管内の自治体、医療機関、団体、組合等の団体を構成員とした組織で、犯罪や交通事故等の被害者やその家族に対する支援活動を行っています。

\*33 メディア・リテラシー (P23)

メディアを主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションする能力の三つを構成要素とする複合的な能力のことです。

\*34 情報モラル (P23)

個人情報の保護、人権侵害、著作権等に対する対応など、情報社会で適正な活動を行うための基になる考えや態度のことです。

\*35 中学生メディア共同宣言 (P23)

平成 27 (2015) 年に柏崎・刈羽地区の中学生約 2,000 人が関わって、一言一句を検討し、子どもたち自らの行動により作成した宣言です。

①メディア機器は親から借りているものという意識を持ち、自分をコントロールしてけじめのある生活をする事、②メディアと学習、それぞれ時間と場所を分け、優先順位を考えた生活をする事、③友達が悪口を書いたり、見逃したりすることのない関係を目指し、直接顔を見て話す機会を増やすこと、の三点からなっています。

\*36 カミングアウト (P23)

本人自身が誰にも言ってこなかった、又は秘密にしてきた自分のセクシュアリティを自分から誰かに告白することをいいます。

\*37 アウティング (P24)

他人のセクシュアリティを本人の同意を得ず、他人に伝えることをいいます。インターネットや SNS 上で他人のセクシュアリティに関する情報を発信することもアウティングになります。アウティングは、本人の人権、人格、尊厳を著しく傷付け、生命をも奪いかねない重大な人権侵害です。

\*38 同性間のパートナーシップ (P24)

自治体レベルで同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認める制度です。令和 5 (2023) 年 2 月時点では、県内で新潟市、三条市及び長岡市が導入しています。

\*39 令和元 (2019) 年の民間調査 (P24)

株式会社 L G B T 総合研究所による「L G B T 意識行動調査 2019」のことを指します。

\*40 人身取引 (トラフィッキング) (P26)

売春や強制労働等の目的で、暴力、脅迫、誘拐、詐欺等の手段を用いて人を移動したり、隠したり、受け取ったりする行為のことで、被害者に対して深刻な精神的、肉体的苦痛をもたらします。

\*41 中越地域人権啓発活動ネットワーク協議会 (P27)

新潟地方法務局長岡支局、柏崎支局、十日町支局及び南魚沼支局の管轄区域に所在する人権啓発活動に関わる機関が相互に意見交換、情報交換などを行うことにより、区域内における各種人権啓発活動を総合的、効果的かつ効率的に推進することを目的とした組織です。協議会は、区域内の自治体、人権擁護委員協議会、法務局の支局で構成されています。





柏崎市第二次人権教育・啓発推進計画

令和5（2023）年3月

発行：柏崎市

編集：総合企画部人権啓発・男女共同参画室

〒945-8511 柏崎市日石町2番1号

TEL 0257-23-5111（代表） FAX 0257-24-7714

